

「関係概念」が描く世界 ～ 差別意識と《境界》～ — 日野謙一講話録 (3) —

日野 謙一

1. 関係概念と「生きられる現在」

「講話録 (2)」では、〈部落〉を実体概念から関係概念に捉えなおした契機、関係概念で捉えることの意義、そして〈部落〉と〈部落外〉の関係性を「人と人との関係性」に置き換えたいと考えていると話しました。「講話録 (3)」では、〈部落〉や〈障害〉という言葉の関係概念として捉える場合、「生きられる現在」という考え方を導入したいと思います。そのことによって、関係性のあり方を再構成しようとする、そして、この考え方に立つと、前回お話ししたシュツの、外的時間と内的時間の関係、特に内的時間の有り様がわかりやすくなるのではないかと考えています。また、社会意識としての差別意識がつくる関係の《境界》がどのような内実をもつものか、について、資料等を使って提示できればと思っています。これらの課題について、息子からの提起の展開、震災の支援を通して考えたこと、そして〈部落〉差別の課題へと、話を続けたいと思います。

まず、「生きられる現在」という考え方を導入したいと考えた理由とその内実について伝えたいと思います。前回、「〈障害〉と〈健常〉の関係性」を「人と人との関係性」に置き換えようとするとき、息子の提起、すなわち「生の現実」から考えること、「生きている」ことを大切にすることだ

と考えている、と伝えました。この考え方を、「生きられる現在」ということばで表現し直すことができるのではないかと考えるようになりました。なぜなら、この考え方に立てば、どんな状況であろうと、「生きられる現在」は、それぞれの人によって異なる、いわゆる「その人のこと」になると思うからです。ここには、〈障害〉と〈健常〉という区別はありません。

「生きられる現在」という考え方はまた、息子と、息子が通う生活介護施設での人びととの交流がこの考え方を生み出してくれました。息子の場合も、外に出ればいろんな「人の目や表情」に出会います。出来ないこと、わからないことも多々あります。しかし、彼はその時々「いま」を「しんどい」といいながら必死に生きています。私は、息子が通所している生活介護施設で、〈メンバー〉（この施設は「利用者」という言葉は使わない）と一緒に、様々な取り組みをしています。重度の人が多くですが、皆さん明るく優しい。相互に関係を補完し合っています。例えば、脳腫瘍のため失明し、腫瘍を取り除く手術を何度も繰り返してきた（最近17回目）若い人がいます。この人の表情はとにかく明るいのです。この明るさはどこからくるのかわかりません。ただ、人間の生命力に感嘆するだけです。過去を追っているわけではありません。「現在」を生きています。私は「生きられ

る現在」ということばで、このような人間の生き
ている力を表現したいと思っています。

私は、それぞれの人が独自の「生きられる現
在」を体験していると思っています。この考え
方を、「記憶」を通した「時間と自己」との関
係から考えてみたいと思います。私が「生き
られる現在」ということばとして捉えようとし
たのは、松島恵介の、「人間の記憶」とは、「あ
くまで想起時点の『現在における過去』とし
てとらえられるべきものである」、という表
現に出会ったからです。松島は、「記憶」とは
、「現在完了的な持続のうちにある」、記憶と
は、「われわれのなかでわれわれとともに変
化しつつ持続する時間的存在である」と述
べています（『記憶の持続 自己の持続』金
子書房 2002）。また、ダニエル・タメッ
トは、「記憶」とは、「思い出す瞬間に作られ
るものであり、特殊な体験を思い出そうと
する時の目的と意図にとってその姿が変
わる」、と指摘しています（『天才が語る—
サヴァン、アスペルガー、共感覚の世界—
』講談社 2011）。

松島の、「記憶」は「想起時点の『現在に
おける過去』』ということばに出会ったとき
、息子の交通事故以降、家族としての私や
息子の現状を、そのまま受け止めてよいと
いう表現として捉えました。私は、私自身
の体験、そして息子が感じているであろう
体験を、事故以前と比較して、それを「追
って」現在を語るという、そのような考え
方にとらわれていましたが、そこに居心地
の悪さを感じていました。この考え方には
、〈障害〉と〈健常／普通〉という関係性
が前提となっているような気がします。そ
こから、むしろ過去を追うのではなく、
〈いまここに〉に立って体験を語る言葉
として「生きられる現在」という表現を考
えました。松島やタメットの言葉はまた
、「私の現在は、私の記憶のなかにある」
、「私の記憶は、想起する瞬間に作られ
る主観的なもの」、ということばに置き
換えてもよいのではないかと思います。そ
の意味では「私の現在 〈いまここに〉」
は私独自のものであるといってもよいの
ではないかと思

います。

前回息子の場合を通して、脳損傷によっ
て、自己の過去の記憶だけでなく、学習し
て蓄積してきた、言葉として組み立てる
プログラムや知識をも喪失する可能性があ
る（人によって異なる）とお話しました。
また、脳損傷になって、「記憶が定着しに
くい」「忘れやすい」ということが指摘
されることも多いです。それでは、記憶を
失くすとか忘れやすいとかいうのはどう
いうことなのでしょう。

今音楽を聴きながらこの原稿を書いて
いますが、私は、最近まで、耳から入った
信号（インパルス）がなぜ音階をもった音
楽（言葉も同じ）として聞こえるのか、そ
のことに気が付いていませんでした。こ
れらも、記憶の想起に関係があるようで
す。アントニオ・R・ダマシオは、「統合
的、連想的な皮質への損傷は、結合され
た知覚や、あるまとまりを構築する部分
の想起、…。こうした損傷は、想起プロ
セスにある。…その物体や場面の独自性
や個別性を思い出せなくしてしまう」、
と述べています（『自己が心にやってくる』
早川書房 2013）。また、ボブ・スナイ
ダーは、「忘却において失われるのは、記
憶間の連結に関わる結合であると考えら
れている。…こうしたいくつもの結合が、
特定の記憶への想起の『道』をつくって
いる」と指摘しています（『音楽と記憶—
認知心理学と情報理論からのアプローチ—
』音楽の友社 2003）。

2人の考え方は、「想起」によって、記
憶間の連結と「結合」が特定の記憶への
「道」を作る（あるまとまりとして構築
する）。脳損傷の課題は、この想起の際
の「結合」にある、ということになります
。記憶をなくす、忘れやすい、というの
は、「想起」（記憶を引き出す）の時に「
思い出しにくい」ことを言い表している
言葉です。そして、スナイダーは、耳か
ら入ったインパルスが、言葉や音楽とし
て聞こえるのは、長期記憶を通して行
われる特徴抽出／知覚結合に始まるカテ
ゴリー化の過程であると説明しています。
言い換えれば、ま

とまったイメージ（知覚表象）を持った言葉として記憶を引き出しにくい、ということになります。思います。

私も最近イメージは浮かぶが言葉が出てこない、ということがよくあります。ダマシオのいう「物体や場面の個性が思い出せない」というのは、まとまったイメージをつくるのが難しい、ということだと思います。息子は、日常会話について引っかけはありますが、ずいぶん楽になりました。息子の通所施設でも様々な人がいますが、ゆっくりと話をすれば会話は成り立つ人が多い。彼は長淵剛の歌はいくらでも歌えるし、新しい歌でも取り込もうとします。しかし、他の歌で、歌詞は見ているのですが、言葉になって出てこない時があります。そのことについて最近、歌おうとすると、「ポーとして消えてしまう」という表現を使いました。これは、表象、カテゴリー化のどのようところで引っかけがあるのか、よくわかりません。

スナイダーは、表象は前言語的なもので他の動物にも可能であるが、概念的カテゴリー化は、「生命体の記憶と価値観との関係」によって設定され、事物や事象についての記憶を抽象して構成されている。そして学習により多様な意味をもち、「格付」の構造をもつ、「より代表的、典型的」なものとしてみなされているもので構成されている、と説明しています。そして、概念的カテゴリーによって、言葉に作り上げると述べています。

興味深いのは、概念的カテゴリーが言葉をつくる、ということ、概念的カテゴリーが、身体化され、学習され、言葉によって表現され抽象化されたものであるということ。そして主観的なそれぞれの思いや感情、志向性を含んでいる、奥深い幅をもった、個人の主観的な表現である、という点です。言葉が限りなく深層から汲み出されたものとして、語られた言葉を大切に考えることが必要であるように思います。また、概念的カテゴリーが、「より典型的」な表象や言葉で構成されている、という点は、前回の「らしさ」の話につながりま

す。何を典型的であるかは、「共時的な間主観性の意識」が作り上げているからです。長期記憶のカテゴリー化が、記憶の集約的なものとして、この意識を内に含むといえるように思います。

先程、「過去を追う」という話をしましたが、これは記憶の保存に関係し、間主観的な意識に関わるように思います。「以前、出雲にいったことがあるよ、覚えている」、「わからん」、息子とのこの会話は、私からすると共有体験として語っているのですが、彼にとっては想起時点の体験としては記憶にないこととなります。私からすると、「一緒に行ったのに当然覚えているはず」であり、「覚えていないのは脳損傷の結果だ」と、このような思い込みがありました。これは、私自身が当たり前にしていた、間主観的な意味での「普通」を前提とした視点であると、考えるようになりました。なぜなら、「当然覚えているはず」と「脳損傷の結果」とが結びついているからです。彼の、「想起時点の記憶」からすると「わからん」ということです。たとえ、それが脳を損傷した結果であっても、「わからん」というのは彼の「生きられる現在」を表現していると思います。

この「生きられる現在」という考え方は、記憶を基礎におくと「想起時点における現在完了的な持続」ということになりますが、〈いまここに〉という表現にあるように、「生命的生成」の自己の現在化でもあります。木村敏はそれを「生命のアクチュアリティ」という表現でよんでいます（『生命のかたち／かたちの生命』青土社1992）。前回の息子の鬼の絵や写真、脳損傷の後、急に絵やピアノを弾き出すという話、そしてしんどい部分を抱えながら明るい表情を汲み出す実存的な生命力、など、これらはそれぞれの「生きられる現在」を表現しているように思います。また、会話では引っかけのある人が唄を歌うと、スムーズに言葉が出てきます。人間の不思議さと、人は変っていくことを教わっています。

先に、「らしさ」を間主観的な意識と言いましたが、これは前回の関係概念の話につながります。

概念的カテゴリーの記憶のなかには、「関係概念」としてのカテゴリーが含まれていることになりませう。そして、このカテゴリーに関連する言葉は、記憶が想起されるときには、主観的な意味内容をもちます。そこにはそれぞれの思いや感情、志向性を含んでいます。このように考えると、これまで関係概念として考えてきた、〈障害〉と〈健常〉、〈部落〉と〈部落外〉という差別的関係による区別化は、私の長期記憶として潜在化し、表象する、発話するとき、私自身が現在の主観的な意味を付与したものと表現されたものということになります。そして、ここでの意味付与は、間主観的な意味をもつものでありながら、想起時点の記憶のものであり、その言葉が主観的に構成されたものとして、表現の内実は多様なものとなると考えられます。関係概念は、このように記憶の想起と深く関係しあっているように思います。

2. 震災が生み出す《境界》意識

(1) 「生きられる現在」と「境界」を生きる

「講話録(1)」で、参与観察からアクション・リサーチに、調査方法が変わったのは阪神・淡路大震災での体験が大きいと述べました。それは、実際に被害に遭った人びととの関わり、「復興」という名で行われてきた、被害者に対する復興政策の問題や人権侵害にあたる対応を身近に実感してきたからです。そして、地震で被害を受けながら、被害者の支援をしている人びと（特に2人の友人：2人とも亡くなりました）にも出会いました。後に、亡くなった友人を中心に、周辺7ヶ所にまたがる、公園避難所、仮設住宅等のコミュニティづくりの支援に関わりました。そこでは日常的な支援活動ともに、復興住宅へまとまって入居することを目指しました。

息子の交通事故の体験を考えていた時に、「地震被害者」との体験意識と重なり合ってきました。私の体験は、1995年1月19日、堺の自宅を出て、阪神甲子園駅から神戸に向かって歩くことから始まりましう。長年、調査等で、淡路島や阪神間、

神戸の〈部落〉の関係者との交流があり、どうなったのかが気になっていました。阪神電車が甲子園駅まで動いたので、尼崎、芦屋、神戸、へとただ歩き回りました。そこで見た光景は、筆舌に尽くすことのできないものでした。わからない、わからない、と言いながら、歩きました。

私は今でも、地震直後、避難所もそうですが、道路や線路沿い、ガレージ、公園などに避難していた人びと、そして神戸市役所（高層）の1階のフロアや階段に避難していた人びとを思い出します。「震災地」は、周囲から何か隔絶された雰囲気をもっており、外部の人びとにとって非日常的な特別な地域として捉えられているように感じました。市街地から離れた仮設住宅で狭心症等の病状を抱えていた、生活費が乏しく栄養失調に近い、将来の不安からアルコールを飲み続ける、家族の別居、離婚、これらは、支援に回り、生活に関する調査から浮かび上がったことです。その中には復興政策から取り残され亡くなられた方もいました。被害を受けた人にも地震前の生活があり、それと比べて自分の「現在」を位置づけ、現況の不安定さを強く感じていたように思います。

私は前回、息子の事故の後、しんどい思いももって息子を見守り、その後の生活の様子について話をさせていただきました。その時に思い出していたのが、「震災地」で支援活動を行っていた時に会った人びとの気持ちです。私は、彼との事故当初の体験時間を「途絶した時間」という表現で呼んでおきました。地震被害を受けた人の気持ちも似通った体験を感じていたのではないかと感じています。

前回触れましたように、A. シュッツは、身体上で体験している時間として、「外的時間」と「内的時間」をあげ、内的時間が「ひとまとまりで体験される」ことによって「現在」が安定する、と述べています（『社会的現実の問題Ⅱ』マルジュ社1983）。でも私の体験は、息子の事態に対して、混乱し矛盾した時間と体験です。この内的時間の分離と混乱、そして将来への不安を強くもち続け、

事故前を追憶し、その中で「なぜ」と問いながら暮らし続けてきました。この時間体験は、内容は異なれ、「震災地」で出会ったそれぞれの人と似通った体験だと思っています。

このような不安定な時間をシュツツは「内的時間の攪乱」と呼んでいます、その時間も私の「現在」でもあるのです。今日は、この時間感覚を「生きられた現在」ということばで表現しようと思いました。そして、「生きられた現在」は、生命力を汲み出し自己を創生するという意味で、木村敏の「生命のアクチュアリティ」という表現をも包み込んだものとして考えています。

また、私は、「生きられた現在」の別の言い方として、これまで「《境界》を生きる」ということばを使ってきました。それには2つの意味が含まれています。一つは「非日常的な、日常の体験」、以前の日常性に向かいながらも（社会・外的時間に生きる）、異質な体験のなかで新たな再生、人間関係や世界の広がり体験。この2つの日常性の「狭間、あいまいな領域に生きる」ということ。二つは、現実だと「思っている」人びとの、人と人との関係を作っている、常識や規範、そして制度から「狭間」におかれる（排除を含む）、そこに生きることのできない自己を感じながら、同時にそこに向かう（抵抗を含む）生き方。この主体性の根底にある「生命力」の強さに着目していく。

この「実存的主体性」といってもよい人間の有り様は、震災の支援のなかで出会った人びとから学んできたことですが、特に息子の事故後の体験のなかで感じ考えてきたことです。この生き方は、「途絶した時間」を体験することによって、これまでの時間感覚が組み替えられ、その後の自己の存在位置を模索する中で生じてきたように思います。

このような実存的主体性を私の中で措定する契機は、「震災地」の支援体験について（震災10年に向けて）、「地震体験」をどのように考えたらよいのかを模索していた時、石田忠の「原爆被爆者調査」の分析枠組みと出会いました。石田はそこ

で、「つらかったこと」から「生きる意欲の喪失」が起こる（「漂流」）、同時に底から「生きる支え」が浮き上がってくる（「抵抗」）、という考え方を提起していました。石田はまた、「被爆者」を理解しようとする場合、「人間を否定する力としてのみ働く原爆」と、「それに抗って生きていこうとする人間」との、「二つの力のつばぜり合い」として考える必要がある、と続けています（濱谷正晴『原爆体験—6744人・死と生の証言』岩波書店2005）。

石田は、実存的主体性を基盤において、「生きている現在」の、あいまい性と矛盾した「自己」、そして思想化に向けた立つ位置を語っていると思います。「自己」と「人間」に向き合い、そこから何かを汲み出していく、このことが大切だと思っています。その後、息子の事故の体験を模索する中で、「《境界》を生きる」という言葉に収斂されるようになりました。「生きられる現在」は自己の内的時間感覚を、また「《境界》を生きる」は外的時間に向かう自己の感覚を表現したものとして考えています。

(2)「被災者」とは

私が阪神・淡路大震災で、主に神戸での支援活動をしていた時、早期に、災害対策や復興政策に徐々に疑問を持つようになりました。なぜなら、地震の被害者は社会的基盤の弱い人に集まったと考えています（社会的不平等の顕現）。それなのに、復興政策と被害者のニーズとの齟齬が大きく、人びとを復興と政策の隙間に落とししていきました。「罹災証明」という住宅の滅失に依拠した復興政策の問題が大きく浮き上がりましたが、単線的で、地域性を無視した居住移行プログラム、生活支援プログラムの脆弱さ、災害対策の制度や運用の不備（場合によっては切り捨て）、生存権や居住権に関わる問題が多く出てきました。

そこで、災害対策や復興政策の対象者が誰なのか、の考え方に不明確、もしくは問題があるからではないかと考え、「被災者とは誰か」がテーマ

として浮かび上がってきました。「被災者」という災害対策上の定義は見当たりません。

私は、「被災者」という言葉には、その使われ方によって3つの像があるように思います。一つは、関係概念としての「被災者」、二つは、被害者としての「被災者」、三つは、体験としての「被災者」、です。順不同になりますが、それぞれについて述べたいと思います。

① 体験としての「被災者」

これは、地震とその後の「途絶した時間」を体験した人が、その時々で自分の内的時間体験の混乱と矛盾に向き合いながら、「自己」を必死で立てようとしている人に使われている言葉だと思っています。それまでの「生きられる現在」を表すものです。

「もうすぐ10年ですね。震災の記憶は忘れる頃なのに、どんどん思い出しております。特に私の場合は、主人も地震で亡くなり、息子も考え方が変わってしまって、一人ぼっちです。精神的に寂しく、家もぺちゃんこで、当時色々のテレビに各区に分けて、悲しい家の姿も映っていました。赤い屋根ですぐ分かります。今も引きずっているような生活です。入院しましたので、何一つ、毛布一枚、下着も頂けませんでした。家を建てられる方はいいんですが、戦争で焼け出され、地震で何もかも失ったのは老人ばかりです。日本のためにがんばった方々です。違った方も見直してみてもはいただけませんか。」

これは、2004年10月から11月にかけて、市民団体が調査委員会を作って実施した「復興公営住宅」調査(私も参加)の中での自由記述の文です。地震体験から10年近くなって、それ以後の歩みからその時を、何度も反復して自己を形成し続けている(体験の積み重ね)ため、地震の時の記憶が鮮明になってきています。文章では、周囲との比較、そして「地震体験者」と「それ以外のもの

(違った方)」との関係性のなかでの自己が語られています。この調査とその後に、幾人かの人から話を聞く機会がありました。ある人は、10年経って、地震直後の様子を「地獄の中で地獄を見たような光景でした」、「その光景はここに焼き付いて離れないでおります」、そして「現実には本当に重すぎて悲しすぎて、またずっと重すぎて、今現在もいる状態なんですけれどね。私にとって震災は終わっていません」、と語っています。

「生きられる現在」は、「現在完了的な持続」として過去を追憶するだけでなく、そこを基盤において自己の位置を模索することを同時に行っています。そしてそのことは、自己の新たな創出と世界の広がり、そして様々な人との関係を作り直す力にもなっていきます。先ほど述べた、当人も被害を受け、コミュニティづくりの活動のリーダーをしていた友人が、地震後4年目に発刊された冊子のなかで、次のように述べています。

「地震の直後、家も仕事も食べ物すらなく丸裸で、誰もが弱かった。弱い者が小さな力を寄せて生きのびるという人間の本来の姿を、私たちは地震後の時間の中で経てきたのだ。…今までここで命をつなぎ、現にここに暮らし、次の生きる場は、ここにつらなるたくさんの人たちと共に、自分たちの手でつかむしかないからだ。その光が見えるまで、私たちにとっても、あとひとふんばりの正念場である。」(下中島公園北自治会を支援する会『人と人をつなぐことから 阪神大震災 被災者の記録』1998)

② 関係概念としての「被災者」

これは、「地震被害者」と「それ以外の者」という関係性からくる、「地震被害者」と思われる人びとについてのイメージの総称として使われるものです。ここでいう「地震被害者」とは住宅滅失による「被害者」を主に指し、行政が規定した対象者を基底にして、マス・メディア等によって作られ「アタリマエ」として受け止められている

像をいいます。最初に「震災地」に入ったとき、そこは周囲から何か隔絶された雰囲気をもっており、外部の人びとにとって非日常的な特別な地域として捉えられているように感じたといいました。この像は、「震災地」に住宅が建ち、街並みが整うことによって（日常化）、「被災者」の範囲が狭まれていきます。世論でいう「復興」とは、この関係性のなかで「被災者」がいなくなっていくことであり、他方「地震体験者」からすると、自分たちの思いや存在を受け止める社会的な素地が狭まり、体験そのものを意識の底に押し込んでいく過程でもあると思います。

③ 被害者としての「被災者」

私は、「地震被害」というとき、「直接被害」と「構造的被害」という考え方があると考えています。「直接被害」とは、1995年1月17日午前5時46分に発生した兵庫県南部地震で、住宅、財産、身体等による直接的な被害をいう。また、「構造的被害」とは、直接被害から、時間の経過のなかで、経済的閉塞、災害対策（復興政策）の不備、人間関係の軋轢、他府県へ移動した人々の生活等、震災地と被害の拡大と変化を捉える考え方です。このような2つの「被害」の概念を考えるようになったのは、支援の体験のなかで、災害対策、復興政策が、「住宅の滅失」に依拠してきた（基本的に「罹災証明」）、ここには、直接被害の基礎部分（目に見える部分）に限定した政策の問題があると感じたからです。

「罹災証明」については、阪神・淡路大震災の際に、避難所や仮設、復興住宅の入居だけでなく、義援金、見舞金、各種貸付金、税・国民健康保険の減免等、救援施策の受給証明書のように使われました。1995年2月28日に神戸市弁護士会は、「罹災証明」が「権利行使の証明」に使われていることに対する問題点を「緊急要望書」で指摘しています。東日本大震災の直後に「罹災証明」が制度的に根拠をもつものかについて調べてみましたが法的根拠をもつものではありませんでした。はか

らずも神戸市の次の文書がそれを説明しています。

「震災前から災害による被害に関する証明は、被災者からの申し出のあった内容を『罹災届出証明』として被災地の区長が証明していましたが、これは単に届出があったことを証明するもので、被災事実をもとに行われる各種の救済措置等に利用できるものではありませんでした。」「義援金配付のほか各種の救済施策を早期に実施する必要から『被災した事実の証明書』の発行が検討され、…2月6日には『り災証明書』の発行と第1次義援金の配付が始まりました。」（神戸市：震災資料室「り災証明」）

もともと「罹災届出証明書」は、被害（住宅、動産、工作物等）によって、保険金の支払いや、銀行、会社などからの融資を受けるために、申請して地方自治体が発行するものでした。それを神戸市が「住宅」だけを引き上げて、「罹災証明書」として初めて「各種救済措置」を受ける証明に利用したということです。その後、2013年に「災害対策基本法」が改正され、「罹災証明書」の発行が市町村長に義務づけられるようになりました。しかし、同法にはその運用方法についての記載がありません。

私が特に災害対策の運用の矛盾を自覚したのは、神戸市の災害救助法の打ち切り（1995年8月20日）問題です。打ち切る根拠は、仮設住宅の建設が被害者のニーズを充足した、というものでした（災害救助法の中で運用されてこなかった救助項目もあります）。この時の神戸市の発表（8月17日）では、「避難所」生活者が9,820人いました。神戸市の仮設住宅の提供は、全壊（焼）の28.8%にしかすぎません。しかも、充足したとする根拠は、「避難所内の未契約世帯」のみを仮設住宅の斡旋の対象にするもので、他の世帯は不明または自立したものと認めるといふ乱暴なものでした。災害救助法の打ち切りは、弁当の配給停止、避難所の閉鎖、を意味します。神戸市独自の政策

である「待機所」(1,970人)への移行を求めました。そして、災害救助法の打ち切りの翌日(8月21日)に、待機所、公園、旧避難所の生活者については生活保護の新規申請を認めない、という通達を、各区福祉事務所長宛に出しています。避難所の閉鎖、仮設住宅への移動教唆、に向いています。

「被災者とは誰か」というテーマは、「災害」を考える場合の主要なテーマとなると思います。その場合、「関係概念としての〈被災者〉」ではなく、最も大切にされる必要があるのは「体験としての〈被災者〉」の声です。この声を意味づけるものとして、「構造的被害」という概念が課題となってくるのではないかと考えています。構造的被害という考え方からいうと、震災の「被害者」が行政や環境条件のなかで「被災者」になっていく、いわば「被災者」がつくられる、といえるように思います。しかも、まだ今も、行政による、借り上げ・復興公営住宅からの居住移転問題が続いています。

3. 差別意識と「隠れた《境界》」

(1) 「すき間」が語る意識

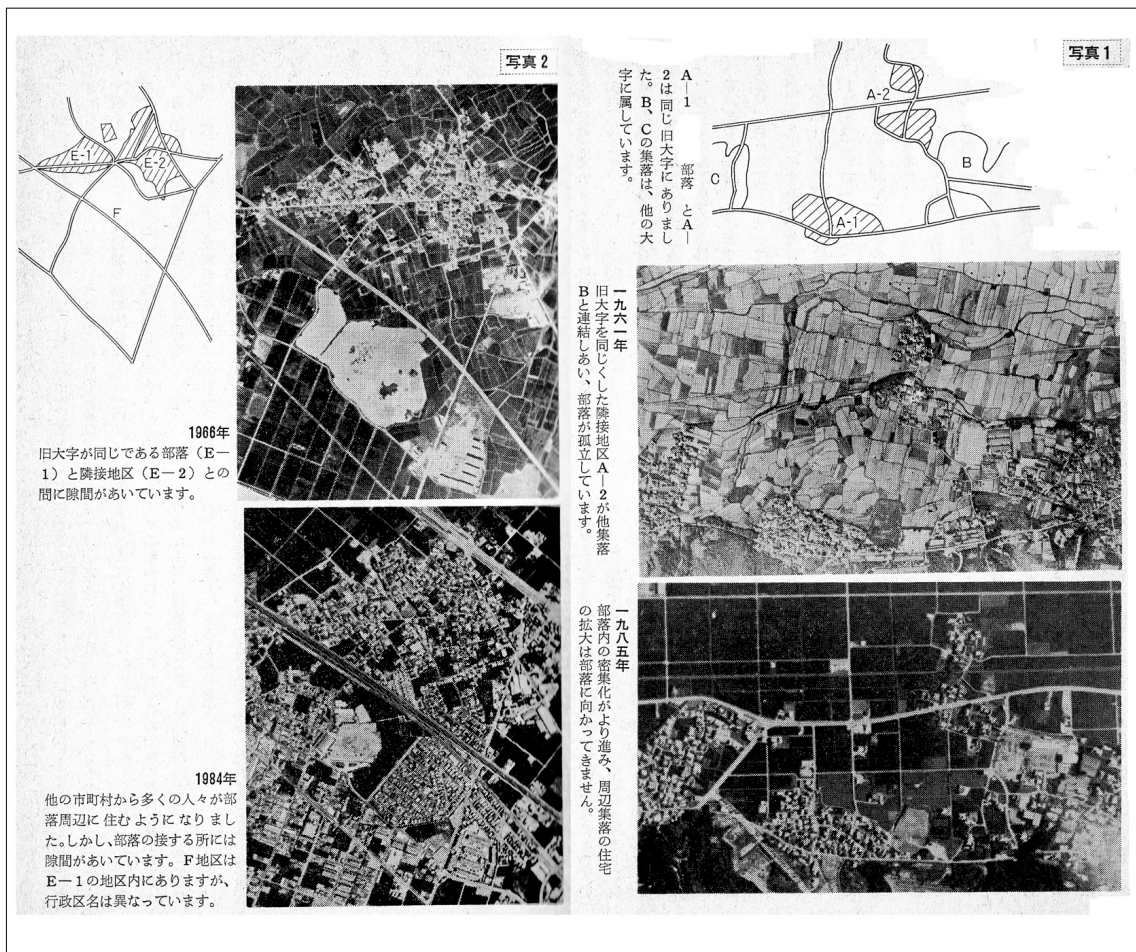
次に、〈部落〉差別について、差別意識がつくる《境界》を可視化してみましょう。この方法として航空写真を使うようになったのは、1980年代の初めことです。私たちが日常に道を歩いているのは、どちらかといえば迷路みたいなもので、それを脳がその時々先に空間的にイメージ化することによって(いわば想像力)、目的地まで歩いていけるようです。このような見え方を「虫の眼」とすると、上から見ることを「鳥の眼」(「鳥瞰図」)と表現しておきます。私は、航空写真を使って、〈部落〉と周辺地域の「集落」の関係や変化から、差別意識を顕在化させようと思いました。その手がかりが、集落間の「すき間」です。これが「隠れた《境界》」となります。

様々な地域の報告書や論稿に、航空写真を使用して分析をしてきましたが、ここでは、まず『部落解放』(第297号 pp.42-43)に掲載してきたも

ので説明をしたいと思います。写真1は、兵庫県の農村地域の〈部落〉と周辺地域の航空写真です。A-1とA-2は、旧大字は同じく、元「枝村」と「本村」の関係にあります。兵庫県内の農村地域にある〈部落〉をまわっていると、近世の段階では独立村は少なく枝村が多いようです。住民に本村はどこだと聞くと大概教えてくれます。「枝村」は、近世では藩と本村の2重の支配を受けていたようですが、本村から枝分かれした村だと考えてもよいのではないかと思います。藩財政の逼迫し始めた頃、新田開発や荒廃田の復旧が奨励されますが、枝村の形成と関係があるかもしれません。

1961年の写真から、①立地はA-1の背後が斜面から山になりますが、A-2は平地にあります。②周囲の集落は、A-1に対して外に向いており集落間のつながりが見えます。A-1が集落の周囲の「すき間」によって孤立している感じが感じられます。1985年の写真から、①ほ場整備と道路整備が行われています。このほ場整備は周辺も含めて同和対策事業で行われています。A-1の農地は山斜面の側と集落前の一部で、ほ場整備の広さからするとごく一部です。また、道路整備によって、Cの右側の道路が、〈部落〉と〈部落外〉との《境界》となっています。②A-2とBの集落間がほぼつながり、写真にはありませんが、Cとその左側の集落とが裾でつながります。③それぞれの集落の拡大は、A-1には向いてきません。A-1の集落の上の住宅は、環境整備による内部からの住宅移転です。

写真2は、1984年頃には海岸の埋め立てで工業化が進み、市外から多くの労働者が住むようになり、急激に住宅開発が進んだ地域です。E-1とE-2が元枝村と本村の関係にあります。①1966年の写真は農村地域ですが、両村の間に「すき間」が見られます。②E-1は、E-2に向いて扇の開いた方を向っていますが、E-2はE-1に対して扇の開きは反対側になっており、E-1に向いた拡大になってはいません。1984年の写真から、①



新しい住宅や分譲地が整備されていることがわかります。②下から拡大した住宅群は、E-2につながっています。③E-1の場合、Fの地域は「同和地区」内ですが、そこには住宅が建ちます。しかし、E-1のすぐ下の部分に、線路を挟んで空き地（すき間）があります。人びとの眼は、同和地区範囲ではなく、E-1の集落に注がれていると言えるのではないかと思います。

上記2つの写真は、周囲の人びとが〈部落〉にどのようなまなざしを抱いているかを明らかにしようとするものです。「すき間」は、周囲の人びとや外から住むようになった人びとが〈部落〉を

避けるという、差別意識が顕在化したもの（《境界》）として捉えてよいのではないかと考えます。ここでは〈部落〉と〈部落外〉の関係は、「1対多」という差別的関係であり、そのことによって〈部落〉は周囲から孤立し、場合によって隔絶されたようになります。また、別の表現をすれば、この差別的関係をつくっている周囲（世間）のまなざしが被差別地域としての〈部落〉を浮かび上がらせる、現象化する、といえるのではないかと思います。この「すき間」は、次にお話しする「地価」の問題に関係します。

(2) 集落立地と《境界》

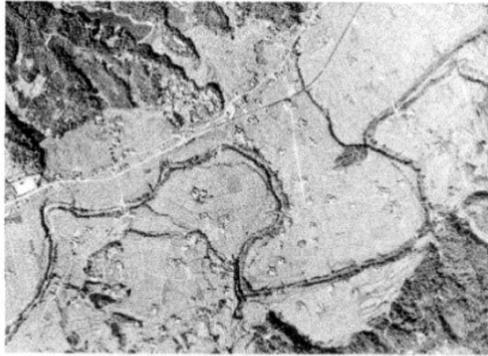


写真3 (1961年代)

塊村の〈部落〉と散村で豊かな周辺の村々。周囲から孤立しているように見える。この村は少し離れた村(旧大字本村)から出て、ここに移ったと類推しうる絵図が残されている。



写真4 (1980年代)

山村にある(部落)。立地が川と山に挟まれており、橋を渡ってこちら側に県道に沿って集落が広がっている。以前の橋が木造で、大雨の時はよく流されたという。川を渡ってこちら側に住みたいと思っていたが、土地を売ってくれなかったとも聞いている。

次に、集落立地がつくる《境界》について見ていきたいと思います。集落立地は一見して地形や形との関係と見えますが、そこには歴史的・社会的な要因が関係をもっています。

写真3を見てください。この〈部落〉は、道路

と山に挟まれた傾斜地にあります。道路(幹線)から斜面に入ったところには、この集落しかありません。説明にあるように、数軒の住宅が描かれた絵図(正徳3年)が残されており、少し離れた村の枝村だと言われています。道路が周囲との《境界》をつくっています。写真で見ると、〈部落〉の方は、住宅が固まった「塊村」という形態をしています。周囲は住宅が別々に建っている「疎村」という形態をしています。

「表1」に、この市の〈部落〉と「隣接地区」(旧大字・本村)との、集落形態の比較をしてあります。〈部落〉の方は、すべて「塊村」ですが、「隣接地区」は多様な形態をしています。「路村」は写真2にあるような、道路を挟んで扇型に広がる形態、「孤立壮宅」は数軒が固まって散在している形態です。路村から散村になるにつれて、比較的農地の所有

表1 集落の形態(近郊農村:兵庫県H市) 1983年頃

〈部落〉	○集村	イ	塊村	8地区
「隣接地区」	○集村	イ	塊村	3地区
		ロ	路村	1地区
	○散村	イ	孤立壮宅	1地区
		ロ	疎村	2地区
	○市街地			1地区

や経営面積が大きく豊かな村であり、塊村化するのは農地をなるべく広くとるためだと、集落地理学では言われています。写真3の〈部落〉の方は、農地が斜面のわずかな土地しかなく、前に広がる集落は耕地面積が大きく蔵をもつ家も多く豊かなところですが、市内の「塊村」の、ある〈部落〉では「隣接地区」のどこよりも耕地面積が多く（隣接地区は「散村」）、聞き取りでは、戦後の農地解放後に土地の集積に向かったが、農地が点在しているとのことでした。写真3の〈部落〉の場合でも、山と道路が《境界》をつくっていますが、周囲からのまなざしによって隔絶されたように感じます。

写真4を見てください。これは山村にある〈部落〉の写真です。説明にあるように、川と山(斜面)に挟まれ、橋1本でつながっています。背後の山から他地域につながる道はありません。川が《境界》をつくり、集落が孤立している様子がわかります。木造の橋が大雨でよく流されたと聞きました。同和対策事業でようやくコンクリートの橋ができたそうです。川のこちら側に田が広がり幹線道路と〈部落外〉の集落が続いていました。住民は橋を越えて住宅をつくりたいと思いつけてきた

が、土地を売ってくれなかった、と言われていました。この〈部落〉の場合も、山と川が《境界》となっていますが、周囲のまなざしによって隔絶され孤立している様子が窺えます。

「表2」を見てください。この表では、山、川、鉄道線路沿い、幹線道路沿い、を指標にして、社会的空間の地区類型と関係づけて、表がつけられています。

「近郊農村」や「市街地」の半分が「平地」になっていますが、「平地」でも湿地の場合もありますし、この表では他の集落との関係もわかりません。ただ、地区の70%が何らかの環境要因（自然・人工）によって影響を受けていることがわかります。山や川のような自然的要因に関わるところに、なぜ集落形成が行われたのか。

例えば、「山・川」に挟まれた〈部落〉の集落を見てきましたが、写真4と似通っている立地条件をもっていました。同和対策事業で、小集落地区改良事業を利用しているのですが、当初の計画は橋を越えたところ（平地）に改良住宅等による環境整備をしようとしたのですが、周辺の住民が土地を売ってくれず、山の斜面に改良住宅を建てたところがありました。また、私が訪問した地区

表2 類型別集落立地（「三重県同和地区住環境調査報告」1992から作成）

立地	過疎	農山	近郊	市街	計	立地	過疎	農山	近郊	市街	計
山	15	6	3	0	24	川・海	0	0	0	1	1
山・川	20	7	1	0	28	川・鉄	0	0	1	1	2
山・川・鉄	1	1	1	0	3	川・鉄・道	0	3	1	0	4
山・川・鉄・道	9	1	1	0	11	川・道	0	1	0	5	6
山・鉄	1	0	0	0	1	鉄	0	5	1	1	7
山・鉄・道	1	0	0	0	1	鉄・道	0	2	2	1	5
山・道	5	7	3	0	15	道	1	4	3	1	9
川	4	20	3	2	29	平地	1	31	21	10	63
山（山麓・傾斜地）川（川沿い）海（海沿い） 鉄（鉄道線路沿い）道（幹線道路沿い）						計	58	88	41	22	209

は、当初「山」の裾の傾斜地にあり、傍を鉄道の線路が敷設されていました。そこに高速道路の建設が行われ、「山・鉄・道」に挟まれるようになります。その外側は水田が広がり、他村から完全に切り離されたようになっていました。

鉄道の線路の敷設は明治以降ですが、駅も含めて敷設に絡んで迷惑施設として被差別地域の近くに強制したということが、兵庫県内にありました。「幹線道路沿い」については旧街道と新たな道路とは異なりますが、横山勝英によると、岡山藩では、旧街道沿いに約5km間隔で、規則的に分布して警察機能の役割を果たしていた集落があった(元禄・享保期以降)と報告しています(『未解放部落の社会構造的意味』『関西学院大学社会学部紀要』第20号)。ただ、この仮説をここで説明に運用することは困難です。それぞれの地区が、なぜこのような立地条件の場所に作られたのかが重要な課題ですが、わからないことの方が多いように感じています。ただ、自然的・人工的な環境要因が《境界》となって、〈部落〉を周囲から切り離そうとして孤立感を強めていることはある程度言えるのではないかと思います。これは周囲の住民のまなざしもありますが、道路や鉄道の敷設を設計し建設した側の意識も関係します。

(3) 「地価」の問題

ア 公的評価から見る地価の問題

差別意識によって、〈部落〉の孤立化と地価の低水準を引き起こしていることを、領家穰は1982年の『社会的差別とは何か』(大阪府雇用開発協会)のなかで指摘しています。領家が取り上げているのは、1964年に起った、大阪府内の市での差別徴税事件です。〈部落〉の土地を売買し申告した不動産業者に対して、税務官が再申告を求めてきたことから事件となったものです。土地の価格が道路1本挟んだ〈部落外〉の土地からすると極端に低価であったことから、税務官はこんなことはあり得ないと考えたようです。そこで路線基準価格の半値以下で申告したのに対して路

線基準価格で更正決定できるとする徴税内規に照らし、再申告を求めました。なぜ、〈部落〉の地価が低水準なのか。それは、先ほど説明した〈部落〉の集落に対して「すき間」ができる、すなわち周囲や市域外からの転入者は〈部落〉を避けるという意識と行為によって、売買事例が極端に少なくなるというところから生じています。

この点について、2000年に報告書を出した、I市の同和対策協議会と市の共同調査の際に関係者と一緒に調べました。この市には「同和地区」は市街地に1ヶ所だけあります。調査方法は、路線基準価格(「路線価」と公示価格(「公示価」)について、同じ道路幅をいくつかとり、「同和地区」(以下「A地区」と隣接・周辺地区(B,C地区)との比較を時系列的に整理しました。そして、不動産業者から、販売実績について聞き取りをしました(『部落差別の実態等を把握するための調査報告書』2000年)。『報告書』の「地価」の部分は、日野が担当してまとめ、関係者に検討してもらいました。ここでは、日野の言葉としてまとめ直し記述します。

土地の価格は、街路条件(幅員、配置、系統及び連続性)、交通近接状況、環境条件(面積規模、利用状況等)、上下水道、ガス等の供給処理状態、公法上の状態等々の要因によって形成されています。この調査では、調査地点をなるべく似通った条件を持つ場所に設定し、地価の重要な要因となる「幅員」によって比較しました(以下の表を参照)。「路線価」とは、相続税の財産評価のうちの土地の評価方法の一つを示すものであり、地価の変動によって毎年見直しがされています。「地価公示価格」とは、「地価公示法」(第1条2)に「土地の取引を行う者は、…標準地について公示された価格を指標として取引を行うよう努めなければならない」とあり、土地取引の指標となる地価です。

表3の「路線価」から検討しましょう。1984(昭和59)年では、B地区を基準(「1.00」)に、A地区は「7m道路」で0.78、「6m」で0.62、「5m」

表3 相続税財産評価（路線基準価格）における道路幅員別比較 単位：1㎡当りの額（千円）

地域	道路幅	1984 (s59)	1989 (h1)	1990	1991	1992	1994	1995	1998	1989-90 増加率
A	7	84	134	268	415	395	268	258	232	100.0
B	7	108	186	290	470	400	277	255	246	55.9
額の比較 (B基準)		0.78	0.72	0.92	0.88	0.99	0.97	0.97	0.94	

地域	道路幅	1984 (s59)	1989 (h1)	1990	1991	1992	1994	1995	1998	1989-90 増加率
A	6	69	106	212	330	280	201	206	192	100.0
B	6	116	183	285	465	380	264	251	208	55.7
額の比較 (B基準)		0.62	0.58	0.74	0.71	0.74	0.76	0.82	0.92	

地域	道路幅	1984 (s59)	1989 (h1)	1990	1991	1992	1994	1995	1998	1989-90 増加率
A	5	73	122	244	380	310	224	208	208	100.0
B	5	105	182	278	455	375	248	229	196	52.7
額の比較 (B基準)		0.70	0.67	0.88	0.84	0.83	0.90	0.91	1.06	

地域	道路幅	1984 (s59)	1989 (h1)	1990	1991	1992	1994	1995	1998	1989-90 増加率
A	4	50	78	156	240	231	163	163	163	100.0
B	4	104	178	242	395	320	214	188	187	36.0
額の比較 (B基準)		0.48	0.44	0.64	0.61	0.72	0.76	0.84	0.87	

地域	道路幅	1984 (s59)	1989 (h1)	1990	1991	1992	1994	1995	1998	1989-90 増加率
A	2.5	45	77	154	240	228	149	149	148	100.0
B	2.5	95	163	254	415	340	208	208	159	55.8
額の比較 (B基準)		0.47	0.47	0.61	0.58	0.67	0.72	0.81	0.93	

表4 土地取引等評価（公示価格）における地域別比較 単位：1㎡当りの額（千円）

地域	道路幅	1984 (s59)	1989 (h1)	1991	1992	1994	1995	1998
A	6	-	-	-	-	-	245	240
B	4.5	-	-	-	-	334	320	303
C	6	217	371	632	480	310	302	287

※ I 市『部落差別の実態を把握するための調査報告書』2000から日野が作成。

で0.70、「4m」で0.48、「2.5m」で0.47、となっています。A地区の路線価は低く、それは道路幅が狭くなるほどその傾向は強いことがわかります。この傾向は、1995年くらいまで続き、1998年には近接します。「1990年」をイタリック体にしてあります。右端の欄に前年との増加率を記載してあります。A地区は、どの道路幅においても2倍になっています。その理由は、1989年の土地基本法の制定と関係がありそうです。第16条に、「国は、適正な地価の形成及び課税の適正化に資するため、土地の正常な価格を公示するとともに、公的土地評価について相互の均衡と適正化を図れるように努めるものとする」とあります。A地区の路線価の急激な上昇は、土地基本法の規定からすると、これまでのA地区の路線価が公的評価からしても低く抑えられてきたことを示していると考えられます。その後の経済変動で、1992年以降、土地が上がり続けるという土地神話が崩れ下落傾向にあります。そのような減価時期においても、B地区に比べてA地区の路線価は低く抑えられています。

次に、表4の「公示価格」について見ていきます。「公示価格」とは、市場での土地取引の指標にする価格です。表にあるように、A地区が公示価格の「標準地」として設定されるのは1995年になってからです。B地区は1994年から。1995年の公示価格を見ると、A地区で24.5万円、B地区が32万円、C地区が30.2万円です。1998年においても、A地区の低さが目立ちます。しかも、B地区は幅員が「4.5m」です。A地区の「標準地」設定が遅かったのは、周辺地域との地価の差が大きいということと関係があるのかもしれませんが。

イ 不動産関係者からの聞き取り

調査では、公的評価以外に、A地区とその周辺地域で住宅の販売経験のある2人の不動産関係者（Mさん、Nさん）に聞き取りを行い、A地区の地価がなぜ低いのかについて検討しています。2人の話では、「1坪10万から20万円の差」、

「1割から2割差」で、周辺地域よりもA地区が低いという。例えば、Mさんが近い時期に、A地区で新築の土地付住宅（100㎡）の分譲価格を販売した際、周辺のある地域の同じ条件の住宅と700万円位の差で低かったという。この差は、主に土地評価から発生しているとのことでした。

この差はどこから出てくるのか。2人の話の中で、不動産業者の「相場」「経験」という言葉がよく出てきました。これは、土地を販売する場合、それぞれの地域の評価が不動産関係者に規範・基準として定着したのがあり、それによって設定される、ということです。Mさんは「相場は業者の頭の中にある」、A地区の分譲価格を設定する際に、「値段を落としている」とも述べていました。また、数年前に、同じ面積の敷地を、周辺地域では4軒に分割して販売するのを、A地区では5軒に分割し、1戸当たり500万円位低く価格設定して販売したが、それでも完売しなかったということでした。

2人の話から、不動産業者の「相場」としてA地区の地価が「低く抑え」られている要因として、2点考えられます。Nさんは「道路事情がまず第1」と説明されました。道路事情の悪いことが地価の低い原因だと言うのです。そこで1998年の都市計画図を出して、道路整備、公共施設や公園の整備などの住環境整備が実施されており、この図から見る限り販売価格が低くなる決定的な理由が見当たると尋ねると、「道路事情等では、必ずしも正当な理由は見当たらない」と言われました。

他の点は、Mさんが「売る難しさはある」と述べていたことです。Mさんは、A地区の物件のチラシ等で見に来て（恐らく価格が安い）、「買うと言っていた8割の人が買わない」、また、「歩留まりが悪い」、「建ててもなかなか売れない」とも言っていました。例えば、A地区の地名を使って建売分譲住宅群を販売したところまったく売れず、他の地名に改名（または校区表示）すると完売したこともあった、とのこと。「買うのをやめたほうがよい」と顧客にアドバイスする業者

や、金融機関の中には、業者の融資申し込みに際して、「売れますか」と言って融資しない場合もある、とも述べていました。

不動産業関係者の、A 地区に対する「相場」は、住環境整備前の環境を基に作られているとも考えられますが、実際に住環境整備をしている現状では、不動産業関係者の言葉通り、正当な理由は見当たりません。その意識を固定させているのが、「建てても売れない」という周囲の差別意識に関係があると考えられます。不動産業関係者からすると、「売れない」のは「環境が悪い」からであって、そこに差別意識が関係しているとは考えない。しかし、A 地区の土地販売価格の低さを「相場」、「経験」として規範化させているのは、販売実績（需要量）の少なさにあります。それは A 地区に対する周囲の差別意識が現象化させたものだと考えています。ただ、〈部落〉を避けようとする意識や行為をもつ人は、なぜ避けようとする意識が起こってくるのか、そのことの意味を考えることがほとんどないような気がします。そして、公的評価は、そこに含まれる潜在的な差別意識を見ず、現況を追認していると考えられるのではないか。またこのことが、最初に述べた領家が取り上げた差別徴税事件とも関連するのではないかと思います。

4. 関係概念が描く世界—「差別意識」再考—

これまで、〈部落〉という言葉で「関係概念」で捉えることによって、2つの課題が浮かび上がってきたことについてお伝えしました。一つは、社会意識としての差別意識、〈部落〉と〈部落外〉との差別的関係が「部落差別を受ける者」を現象化させる。二つは、〈部落〉を〈部落〉像という「虚の世界」として捉えることによって、差別意識が〈部落〉をつくり出す。また〈部落〉ということばを基軸におくことによって、「人間としての差別からの解放」や人間の価値を大切にする、様々な取り組みの意味づけや活動を開く可能性があると考えられると述べました。

今日のこれまでの話を踏まえて、上記2つの課題、特に「差別意識」について少し再考してみたいと思います。これまで〈部落〉像が、カテゴリーとしての「〈部落〉と〈部落外〉の関係性」を生み出し、その関係性が社会意識に内在すること。この像が個人の「身体化された表象」となっている、と述べてきました。また、〈部落〉像が「間主観的パースペクティブ」と「個人のパースペクティブ」の結節点にあることから、人によって〈部落〉に対する思念された意味が異なり多様である、と指摘しました。

今回、「記憶」に言及することによって、〈部落〉を、見る、ことばを聞く、人と出会うような時、また発話する時、マイナスのイメージをもった〈部落〉像が浮かんでくるのか、少しわかったように思います。私の中に、どんな記憶が保存されているか、私自身にはわかりません。とりあえずそれを確認するのは想起（思い出す）によってだと考えられます。長期記憶のなかでカテゴリー化の過程を通して、表象し、言葉として作られる、そのことによって相手の言うことや自分の語りを、言葉として聞き話す。しかも、それが想起する瞬間に主観的に作られたものだとすると、〈部落〉像は自己のなかの志向性が作り出したものとなるように思います。

関係概念としての〈部落〉像を記憶のなかで支えているのが、「間主観的な意識」だと考えています。ただ、この意識は、日常的な思惟様式としての「普通」の思考や意識を表現しているような気がします。先ほど息子との会話のなかで、旅行に一緒に行ったことを覚えているはずだ、という思いが先行していたと述べました。日常的には、この「…はずだ」という思いが浮かんでくるのがよくあります。私の中にこの意識が深く沈殿していることに気が付いたと伝えましたが、その内実はよくわからない。私は、彼をどこかで〈障害〉をもつ者という意識を持ち続けているという気がします。その意味では、「間主観的な意識」とは、私が思い、他の人や皆が共有しているだろう、は

ずだという、仮想的で私が自明的なものとしている意識だと、言ってもよいのではないかと思います。ここでは、私は〈障害〉像を身体化していると言ってよいと思います。

エドワード・ホールは「人間は、判定可能な空間の広がりをもつ一連の目に見えないあわに包まれている」(『かくれた次元』みすず書房 1970)と述べていますが、これが間主観的な意識をうまく表現しているように思います。私が〈部落〉差別について自覚的に考えるようになったのは、領家穰さんから同和地区実態調査に誘われ、初めて部落解放同盟の支部に訪れ、当事者から対策事業の現状やその思い、そして差別についての考え方に会い、その斬新さの驚きとある種共感の感情をもった時からだと、お話ししました。それまでの私は〈部落〉差別の問題については無自覚であり、私の周囲を含めて差別がどのようなものかを考えることもありませんでした。その後、〈部落〉の問題に関わっていることによる消極的・否定的な反応や対応との出会い、そして解放運動を進めている当事者の出会いと活動のある部分共にするなかで、差別意識の広がりや根深さを実感していきます。

差別意識が「部落差別を受ける者」を現象化させると伝えました。これまで、〈部落〉が実体として存在するのではなく、〈部落〉差別という差別意識が〈部落〉を実体化させると、述べてきました。関係概念から考えると、〈部落〉差別は〈部落〉像によってつくられる差別的関係であり、この関係の在り様から「部落差別を受ける者」を生み出す。〈部落外〉にいと信じている側のまなざしが〈部落〉を浮かび上がらせ、他方〈部落〉であるかどうかは主観的な判断に依拠していると考えられます。その意味では、〈部落〉と〈部落外〉の関係性の《境界》はあいまいだけでなく、幅広い多様性をもったものとなります。

このような〈部落〉像が間主観的な意識に内在していると考え、「部落差別を受ける者」の意識は、間主観的な意識が基盤において「普

通」(〈部落外〉)に対して、自分の位置をどのように置くかについて悩むことになります。しかし、その内実も人によって様々だと想像することができます。ただ、私が息子の事故以後に感じている、外的時間に対して内的時間を軸に置くような意識と似通っていると思っています。前回の講話録ではこの意識を、不安定で緊張した「内的時間」の体験と、周囲との軋轢、常識、規範、知識などの隙間、を感じる状態、と説明しました。

2000年のある市の聞き取り調査で、〈部落外〉に住む公立保育所に勤める若い保育士が、親から高校入学に際して、実家が〈(地域名)〉にあることを他人にいうな、と言われた時、「ええ、何でやのん」と感じた、と述べています。また、保育所の同僚が「同和保育所」に移動になることになった時、「あそこムラや、どうしょう」と言ったのを聞いて、「自分も部落の人間やと感じて、ドキドキしたことがあった」と発言しています。その保育士は、知識だけを与えられる同和研修がいやだった、そして勤務する保育所の同和研修の報告者となった時、自分の立場を表明したと言います。そのことによって、「気持ちが楽になった、自然体というか、他人がどう取ろうと、以前の自分と違っている感じがする。何でもいえるようになった」と述べています。この言葉は、〈部落〉との関係だけでなく、「自己」の立つ場を決め、新たな模索を始める人間のあり様を表明しているように思います。

今回は、この意識状態を組み替えて、外的時間に向かう自己の内部のあいまいさと矛盾、そして外的な社会意識に向かう、存在のあいまいさとその狭間に生きる人間の、実存的主体性に基づく生き方として、「《境界》を生きる」ということばで表現しました。私も、〈部落〉の活動に関わることによって、周囲との軋轢を体験したことがあると述べましたが、「部落差別を受ける者」は、様々な体験を通して、このような実存的主体性に基づく生き方を志向しているように感じます。この「《境界》を生きる」という考え方は、自己に向かっ

た場合、あいまいで悩みながら生きている、一人ひとりの「生きられる現在」を認め合うことになっていく。そして外的な社会意識に向かう場合、間主観的な意識が作っている「普通」と「常識」に対する矛盾や問題点を自覚することを通して、一人ひとりの人間の価値を認める方向へと動いていくように思います。

「生きられる現在」と「《境界》を生きる」という考え方は、それぞれの人が生きる多様な側面を紐解いてくれると考えます。私は、息子の家族として、「障害差別を受ける者」の体験を持ちます。それと同時に、私自身が〈障害〉像を身体化することによって、彼に対する差別意識を内在化させています。〈部落〉の活動に関わることによって、「部落差別を受ける者」としての体験を持ちますが、〈部落〉像を内在させてもいます。また、阪神・淡路大震災の支援で動いていた時にも、「震災地」へ行くと、私の日常意識の目をもって人びとと出会うことになり、被害を受けてしんどい思いをしている人のしんどさを実感することは難しいのが実情です。そして、これらの関係の中で、〈障害〉の問題は直接的な感覚をもって受け止めています。

このような自己に含む複合的な差別意識の関係性は、「《境界》を生きる」者の関係性の自己意識化の課題につながります。また、それぞれの時点での「生きられる現在」を生きることによって、あいまいで不安定でありながらも、自己と他者との共感の感覚へとつないでくれるような感じがします。これらの体験は、事故後の息子との体験、そして息子の通所施設の人びととの出会いを通して、ようやく少し「人間とは」という問いと、一人ひとりが人間として生きていることの気づきへと導いてくれたように思います。そして、間主観的な意識がホールのいう「あわ」のようなもので、主観的な意識に依拠していること、また、日常の思考様式として信じられている、社会意識としてのカテゴリー間の関係やその構造化の課題へと広がる、その手がかりを与えてくれたような気がし

ます。そのため、今回は差別意識がつくる《境界》を資料で示し、差別意識がいかにか構造化されているかについて検討しました。

今回の講話は、間主観的な意識が作り出している「普通」に対して、そこに依拠できない内的時間を基軸におく生き方を「《境界》を生きる」という表現で説明してきました。この生き方は「普通の意識」に対して「異和の意識」と言ってもよいのではないかと思います。これは実存的主体性ともいうべき、「普通」に対してあいまいではあるが、矛盾した動的な意識をもつものとして考えることができるように思います。この意識は個人的なものであると共に、共感をもって共有し合うことも可能であると考えています。ただ、「普通」と「異和」の意識は、個人意識や集合意識において、それぞれと相互に交叉しあう関係です。このように考えると、「普通の意識」の意味や内実がわからなくなるように感じます。

また、講話の当初から、差別的関係を基軸におく関係性を「人と人との関係」に置き換えたいと述べ、それについて模索を進めてきました。「生の現実」、「生きている」、この2つの息子の問いかけについて、今回は「生きられる現在」という言葉で表現しようと思いました。「生きられる現在」はそれぞれの人が（いまここに）生きているそのことに立って、関係のあり方を考える契機を与えてくれたように思います。

今回は、〈部落〉の問題について、関係概念としての〈部落〉像の成立過程の検討をしていきたいと思っています。これが、体験的な差別意識の成立と関係していると考えます。この「講話録」は、指定研究「〈日本近代化と部落問題〉を再考する」—同和教育研究プロジェクト・チームからの継承と展開—研究会での5回の講話をもとに、修正、加筆して原稿にしています。執筆にあたって、研究会会長の三浦耕吉郎社会学部教授のアドバイスをいただいていることを付記しておきます。